

Ⅷ 参 考 資 料

- 1 道内市の採用税率一覧
- 2 道内の市別収納率の状況
- 3 伊達市税条例改正等の変遷

1 道内市の採用税率一覧（令和5年8月1日現在）

税目 市名	個人市民税		法人市民税									
	均等割 (円)	所得割 (%)	均 等 割 (千円)									法人税割 (%)
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
札幌	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	注1 8.2
函館	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
小樽	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
旭川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
室蘭	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4
釧路	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
帯広	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2
北見	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
夕張	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
岩見沢	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
網走	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
留萌	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
苫小牧	3,500	標準	50	120	130	150	192	480	492	2,100	3,600	注2 8.4
稚内	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
美唄	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
芦別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
江別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
赤平	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
紋別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
士別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
名寄	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
三笠	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
根室	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
千歳	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
滝川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
砂川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
歌志内	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
深川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
富良野	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
登別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
恵庭	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
伊達	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
北広島	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
石狩	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
北斗	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4

※法人税割の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分、注1)資本等の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人は6.0%適用、注2)資本金等の額3千万円以下の法人は6.0%適用

※岩見沢市に係る都市計画税の括弧書き(0.15)は、都市計画地域のうち用途地域以外で農業振興地域の農用地区域を除いた区域に適用

固定 資産税 (%)	都市 計画税 (%)	軽自動車税 (種別割) (円)	入 湯 税 (円)				鉦 産 税 (%)
			一 般		修 学 旅 行	湯 治	
			宿 泊	日 帰			
1.4	0.3	標準	150	100	60(日帰30)	60(日帰30)	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	150	70	70	1.2(0.9)
1.4	0.3	標準	150	100	-	150(日帰100)	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	250	90	70(日帰40)	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	50	50(日帰30)	30	-
1.4	0.3	標準	150	50(貸室100)	-	-	1.0(0.7)
1.45	0.3	標準・ 超過(1.2倍)	150	50	-	-	1.1(0.9)
1.4	0.3(0.15)	標準	150	50	-	-	1.1
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	1.1(0.8)
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	60	-	-	1.0
1.4	0.3	標準	100	50	-	50	1.0(0.7)
1.45	0.3	標準	100	100	100	100	1.1(0.8)
1.45	0.3	標準	150	100	-	-	1.1(0.77)
1.4	0.3	標準	150	100	-	-	-
1.45	0.3	標準	-	50	-	-	1.1
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	1.2(0.9)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	-
1.75	-	標準	150	75	-	45	1.1(0.7)
1.4	0.3	標準	-	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	50	課税免除	課税免除	-
1.5	0.3	標準	-	50	-	-	-
1.5	0.2	標準	-	-	-	-	1.0
1.7	-	標準	150	50	-	-	1.15(0.85)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	150	150	150	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	300	50	70	70	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	100	課税免除	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	300	50	80(日帰40)	50	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	75	-	50	-
1.4	0.3	標準	150	50	-	-	1.2(0.9)
1.4	-	標準	150	50	-	-	1.0

※入湯税のうち、釧路市は国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等以外の宿泊者は150円、三笠市は日帰りの料金が1,000円以下の場合には課税免除、登別市は義務教育の者は課税免除、伊達市は1泊の宿泊料金が6,000円を超え、かつ総客室数が20室を超える施設以外の宿泊者は150円、また12歳未満の者及び中学生以下の修学旅行生は課税免除

※鉦産税の括弧書きの部分は採掘価格200万円以下の税率

2 道内の市別収納率の状況

(1) 市税の現年課税分収納率（令和4年度）

(単位：%)

税目 市名	個人市民税		固定資産税		都市計画税		軽自動車税 (種別割)		入湯税		国保税(料)	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	99.3	10	99.9	1	99.8	1	99.4	12	100.0	1	94.8	32
函館	99.1	23	99.0	23	98.8	24	99.3	16	100.0	1	95.4	26
小樽	99.1	23	96.4	34	95.5	31	99.3	16	100.0	1	97.1	9
旭川	99.4	8	99.4	15	99.3	15	99.5	8	100.0	1	95.3	28
室蘭	99.1	23	99.6	11	99.2	18	99.6	5	100.0	1	96.2	22
釧路	98.7	32	98.9	24	98.9	21	98.9	27	100.0	1	94.2	33
帯広	98.7	32	99.4	15	99.4	13	98.6	30	100.0	1	92.5	35
北見	99.2	17	99.1	22	99.1	20	99.4	12	100.0	1	95.7	25
夕張	98.9	29	91.3	35	87.5	32	98.5	32	-	-	96.9	11
岩見沢	99.0	26	99.3	19	99.3	15	99.1	23	100.0	1	96.7	14
網走	99.4	8	98.7	27	98.7	25	99.3	16	100.0	1	97.4	4
留萌	99.6	2	99.4	15	99.4	13	99.8	1	100.0	-	96.6	16
苫小牧	98.6	35	99.7	6	99.5	10	99.1	23	100.0	1	93.9	34
稚内	99.2	17	99.2	21	99.2	18	99.5	8	100.0	1	96.0	23
美唄	99.0	26	97.0	33	96.7	30	98.8	29	100.0	1	96.7	14
芦別	99.2	17	98.9	24	98.9	21	98.5	32	100.0	1	96.4	21
江別	99.3	10	99.8	3	99.8	1	99.6	5	-	-	96.9	12
赤平	98.8	30	98.7	27	98.7	25	98.3	34	100.0	1	97.2	5
紋別	99.2	17	98.9	24	98.9	21	99.3	16	100.0	1	96.8	13
士別	99.8	1	99.7	6	99.7	6	99.8	1	100.0	1	99.0	1
名寄	99.6	2	99.5	12	99.5	10	99.7	4	100.0	1	97.2	6
三笠	98.7	32	98.6	30	-	-	97.6	35	100.0	1	94.9	31
根室	98.8	30	99.3	19	99.3	15	99.2	21	-	-	95.3	27
千歳	99.3	10	99.8	3	99.8	1	99.3	16	100.0	1	95.3	29
滝川	99.3	10	98.2	32	98.2	29	99.1	23	-	-	97.2	7
砂川	99.6	2	99.7	6	99.7	6	99.8	1	-	-	97.6	3
歌志内	99.2	17	99.5	12	-	-	98.6	30	100.0	1	96.5	19
深川	99.3	10	98.7	27	98.7	25	99.1	23	100.0	1	96.5	19
富良野	99.2	17	99.7	6	99.7	6	99.5	8	100.0	1	97.2	8
登別	99.3	10	98.6	30	98.6	28	99.2	21	100.0	1	95.9	24
恵庭	99.5	5	99.8	3	99.8	1	99.6	5	100.0	1	96.5	18
伊達	99.5	5	99.5	12	99.5	10	99.4	12	100.0	1	97.0	10
北広島	99.5	5	99.9	1	99.8	1	99.5	8	100.0	1	97.8	2
石狩	99.3	10	99.7	6	99.7	6	99.4	12	100.0	1	96.6	17
北斗	99.0	26	99.4	15	-	-	98.9	27	98.8	30	95.2	30
加重平均率	99.2		99.5		99.5		99.3		100.0		95.3	
単純平均率	99.2		98.9		98.7		99.2		100.0		96.2	

(2) 市税の年度別収納率（現年・滞繰合計）

（単位：％）

市名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	98.8	2	98.9	2	98.3	5	99.0	3	99.0	4
函館	96.8	13	96.9	13	95.9	21	96.9	16	97.0	20
小樽	72.7	35	74.1	35	73.6	35	74.8	35	73.7	35
旭川	95.6	23	96.1	20	96.0	19	97.2	14	97.5	13
室蘭	96.9	11	97.6	10	97.3	9	98.2	9	98.4	9
釧路	92.6	31	93.7	30	94.7	25	96.6	20	96.9	22
帯広	96.8	13	97.1	11	96.9	11	97.7	12	97.7	12
北見	96.0	20	96.4	18	96.2	16	96.8	18	97.3	17
夕張	94.5	26	95.0	25	92.4	29	93.6	31	91.1	32
岩見沢	96.6	15	97.0	12	96.7	14	97.5	13	97.5	13
網走	94.7	25	94.6	26	93.8	27	95.7	27	96.1	26
留萌	95.9	22	96.6	16	97.0	10	97.9	11	98.3	10
苫小牧	96.5	17	96.6	16	95.9	21	96.8	18	96.9	22
稚内	93.0	30	93.2	31	92.3	30	93.5	32	94.1	30
美唄	92.6	31	92.8	32	92.6	28	94.3	30	93.3	31
芦別	94.5	26	94.4	27	94.6	26	94.9	28	94.8	29
江別	97.9	6	98.1	7	97.8	8	98.3	8	98.3	10
赤平	96.9	11	96.7	14	96.8	12	96.5	23	95.9	27
紋別	96.6	15	96.1	20	95.5	23	96.6	20	97.2	19
士別	97.8	7	99.4	1	99.6	1	99.6	1	99.6	1
名寄	98.9	1	98.9	2	99.4	2	99.4	2	99.2	2
三笠	91.7	33	91.4	33	90.9	33	90.3	33	90.1	33
根室	97.1	10	95.5	23	96.1	18	96.2	26	96.2	25
千歳	98.0	4	98.6	4	91.2	32	98.8	6	98.8	6
滝川	89.1	34	89.7	34	89.5	34	89.6	34	89.7	34
砂川	98.6	3	98.6	4	98.6	3	98.9	4	99.2	2
歌志内	95.1	24	95.3	24	96.0	19	96.4	24	97.3	17
深川	96.0	20	96.2	19	96.2	16	96.3	25	96.4	24
富良野	96.3	18	96.7	14	96.5	15	97.2	14	97.5	13
登別	93.4	28	94.1	28	91.8	31	94.7	29	95.9	27
恵庭	97.6	9	97.9	9	98.0	6	98.5	7	98.7	7
伊達	97.8	7	98.0	8	98.0	6	98.2	9	98.5	8
北広島	98.0	4	98.4	6	98.4	4	98.9	4	99.0	4
石狩	93.4	28	94.0	29	95.3	24	96.6	20	97.4	16
北斗	96.2	19	96.0	22	96.8	12	96.9	16	97.0	20
加重平均率	96.8		97.1		96.4		97.4		97.5	
単純平均率	95.2		95.4		95.0		96.0		96.0	

※国民健康保険税（料）を除く。

(3) 国民健康保険税(料)収納率(現年・滞繰合計)

(単位：%)

市名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	85.42	10	86.94	9	87.16	12	87.33	19	87.96	17
函館	76.54	28	80.72	23	83.76	22	86.33	20	88.28	15
小樽	87.75	5	88.60	5	89.90	6	91.25	6	91.86	4
旭川	78.63	25	81.77	19	85.52	17	87.61	18	88.68	14
室蘭	75.36	29	77.42	31	79.44	30	87.63	16	83.61	25
釧路	71.98	32	78.43	27	82.41	26	86.24	22	86.58	20
帯広	77.71	27	80.63	24	82.82	24	83.00	27	83.74	24
北見	85.08	12	86.59	11	88.50	8	88.90	9	89.74	9
夕張	86.40	9	87.25	7	88.24	9	91.49	5	93.03	3
岩見沢	88.30	4	89.62	4	91.24	4	92.28	4	91.67	7
網走	85.26	11	85.18	16	86.69	15	88.14	13	89.35	12
留萌	78.92	23	81.03	22	83.96	19	86.33	20	87.96	17
苫小牧	80.53	19	81.41	21	82.21	27	82.56	28	82.54	29
稚内	74.69	30	76.54	32	78.19	31	79.86	30	80.34	30
美唄	73.83	31	77.61	30	82.61	25	85.84	23	84.60	22
芦別	83.22	15	82.64	18	83.77	21	84.71	25	84.09	23
江別	84.87	13	86.04	12	87.15	13	88.41	11	88.21	16
赤平	80.09	20	81.42	20	84.75	18	87.62	17	89.59	11
紋別	87.09	8	85.96	13	87.76	10	88.84	10	90.09	8
士別	93.86	1	94.26	1	95.24	1	96.33	1	96.61	1
名寄	93.67	2	93.52	3	93.42	3	93.01	3	91.84	5
三笠	79.17	22	78.04	29	79.56	29	78.97	32	77.13	33
根室	83.22	15	85.06	17	83.93	20	83.74	26	83.50	26
千歳	83.63	14	85.46	14	86.52	16	87.81	15	83.41	27
滝川	78.92	23	80.48	25	81.58	28	82.33	29	83.36	28
砂川	93.28	3	94.05	2	95.16	2	94.97	2	94.39	2
歌志内	71.06	33	73.57	34	76.40	34	79.81	31	79.93	31
深川	87.66	6	86.97	8	87.60	11	88.31	12	87.67	19
富良野	87.15	7	88.39	6	89.91	5	89.97	8	89.68	10
登別	70.61	34	74.29	33	77.07	32	77.84	33	76.92	34
恵庭	82.60	18	85.26	15	86.95	14	88.05	14	89.06	13
伊達	78.19	26	79.94	26	83.66	23	85.24	24	85.80	21
北広島	83.14	17	86.69	10	89.10	7	90.97	7	91.78	6
石狩	60.97	35	64.23	35	68.82	35	74.09	35	78.83	32
北斗	79.84	21	78.21	28	76.67	33	77.21	34	76.86	35
加重平均率	82.01		84.15		85.54		86.67		87.30	
単純平均率	81.39		82.98		84.79		86.37		86.53	

3 伊達市税条例改正等の変遷

年月日	科 目	改 正 内 容
S25. 9. 2	町 民 税	伊達町税条例制定 均 等 割 個人 500円 法人 2,000円
	固 定 資 産 税	所 得 割 税 率 所得税額の100分の20 税 率 100分の1.6 免 税 点 1万円
	自 転 車 税	自 転 車 年1台 300円
	荷 車 税	荷積牛馬車 保道車 年1台 1,000円 鉄 輪 年1台 800円 荷積大車 年1台 500円 荷積小車 年1台 300円 リヤカー 年1台 300円
	電 気 ・ ガ ス 税	税 率 100分の10
	鉱 産 税	税 率 100分の1.2
	木 材 引 取 税	税 率 100分の6
	広 告 税	第 1 種 1. 交通運輸機関によるもの 2. 入場券等によるもの 3. 請負委託によるもの 以上の広告料の100分の10 第 2 種 1. 立看板によるもの 1ヶ 50円 2. ポスター等によるもの 1枚 10円 3. チラシ・カレンダー等によるもの 1枚につき 50円 4. 建植・看板等によるもの 1坪につき年 300円
	入 湯 税	税 率 1人1日 20円
	接 客 人 税	税 率 芸者又は酌婦 1人月 300円 ダンサー・女給 1人月 200円 旅館の女中 1人月 100円 その他の接待人 1人月 100円
	犬 税	税 率 年1頭 200円
	ミ シ ン 税	税 率 年1台 300円
	特 別 家 畜 税	税 率 年 明け2才の牛馬 1頭 200円 年 明け2才以上の雌山羊 1頭 100円
26. 7. 1	町 民 税	均 等 割 個人 400円 所 得 割 法人 課税総所得金額の 2万円以下の金額 100分の6.5 2万円を超える金額 100分の8 6万円を超える金額 100分の9 10万円を超える金額 100分の10
	町 民 税	法人税割 100分の16

年月日	科目	改正内容
27. 3. 25	固定資産税	税率 100分の3 免税点 償却資産 3万円
	荷車税	荷積牛馬車 保道車 年 1,300円
27. 12. 12	町民税	所得割 所得税額の100分の20 法人税割 100分の15
	広告税	廃止
27. 3. 25	接客人税	廃止
	固定資産税	税率 100分の2.7
29. 7. 27	自転車税	普通自転車 年 300円 動力付自転車 年 500円
	町民税	均等割 個人 300円 伊達町税条例全部改正 所得割 所得税額の100分の15 法人税割 100分の9
30. 12. 10	固定資産税	税率 100分の2.5 免税点 償却資産 5万円
	自転車荷車税	自転車税及び荷車税を改める 原動機付自転車 年 750円
30. 12. 10	町たばこ消費税	創設 税率 115分の10
	特別家畜税	雌山羊明け2才以上を満1才以上に改正
30. 12. 10	固定資産税	免税点 償却資産 10万円
	町たばこ消費税	税率 100分の9
30. 12. 10	町民税	所得割 所得税額の100分の18 法人税割 100分の9.7
	自転車荷車税	原動機付自転車 年 750円を 50cc以下 500円 90cc以下 800円 90ccを超えるもの 1,000円
32. 9. 25	木材引取税	税率 100分の5
33. 3. 12	入湯税	廃止
	町民税	所得割 所得税額の100分の22
33. 7. 28	固定資産税	税率 100分の2
	犬税	廃止
33. 7. 28	ミン税	廃止
	特別家畜税	廃止
33. 7. 28	軽自動車税	自転車荷車税を軽自動車税に改める 原動機付自転車 第1種 50ccまで 500円 第2種 90ccまで 800円 第3種 125ccまで 1,000円 軽自動車 農耕作業用 1,000円 その他 1,500円 2輪の小型自動車 2,500円
	町たばこ消費税	税率 100分の11
	木材引取税	税率 100分の2

年月日	科目	改正	内容
33. 12. 25	町 民 税	所 得 割	税 率 所得税額の 100分の24
34. 7. 29	固 定 資 産 税	免 税 点	土地 2 万円・家屋 3 万円・償却資産15万円
36. 8. 9	軽 自 動 車 税	軽自動車税	その他 1,500円を 2 輪のもの 1,500円 3 輪のもの 2,000円 4 輪以上の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円
36. 9. 28	固 定 資 産 税	税 率	100分の 1.7
36. 12. 19	町 民 税	所 得 割	準拠税率 総所得金額が 10万円以下の金額 100分の 2 10万円を超える金額 100分の 3 20万円を超える金額 100分の 4 50万円を超える金額 100分の 5 100万円を超える金額 100分の 6 150万円を超える金額 100分の 7 250万円を超える金額 100分の 8 400万円を超える金額 100分の 9 600万円を超える金額 100分の10 1,000万円を超える金額 100分の11 2,000万円を超える金額 100分の12 3,000万円を超える金額 100分の13 5,000万円を超える金額 100分の14
37. 5. 8	町たばこ消費税	税 率	100分の12
	電気・ガス税	税 率	100分の 9
38. 7. 26	町たばこ消費税	税 率	100分の13.4
	電気・ガス税	税 率	100分の 8
38. 9. 28	軽 自 動 車 税	小型特殊自動車を加える	小型特殊車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円
39. 6. 27	町たばこ消費税	税 率	100分の15
	電気・ガス税	税 率	100分の 7
40. 5. 14	町 民 税	法人税割	100分の10.1
	軽 自 動 車 税	4 輪以上の乗用	4,500円
41. 5. 7	町 民 税	法人税割	100分の10.7
	固 定 資 産 税	免 税 点	土地 8 万円・家屋 5 万円・償却資産30万円
42. 6. 23	町 民 税	均 等 割	法人 資本金又は出資金1,000万円を超える法人 又は相互会社 年 4,000円 上記以外の法人等 年 2,400円
	町たばこ消費税	税 率	100分の18.1
43. 12. 14	固 定 資 産 税	税 率	100分の1.6
44. 5. 10	軽 自 動 車 税	4 輪以上の専ら雪上を走行するもの	1,500円
45. 3. 18	固 定 資 産 税	税 率	100分の1.5
45. 12. 15	固 定 資 産 税	税 率	100分の1.4

年月日	科目	改正内容
48. 7. 11	固定資産税	免税点 土地15万円・家屋 8万円・償却資産 100万円
	電気・ガス税	税率 100分の6
	鉱産税	税率 100分の1
48. 10. 1	特別土地保有税	創設
		税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3
		免税点 5,000㎡に満たない場合
49. 4. 30	市民税	均等割 法人 資本金又は出資金1,000万円を超える法人 又は相互会社 年 7,000円 上記以外の法人等 年 4,000円
		法人税割 100分の14.5
	電気税	税率 100分の6
	ガス税	税率 100分の5
49. 12. 30	電気税	税率 100分の5
	ガス税	税率 100分の4
50. 6. 24	ガス税	税率 100分の3
51. 4. 15	市民税	均等割 個人 1,000円 法人 12,000円、20,000円、40,000円
	軽自動車税	原動機付自転車 第1種 50cc以下 650円 第2種 90cc以下 1,000円 第3種 125cc以下 1,300円
		軽自動車 2輪 2,000円 3輪 2,600円 4輪乗用営業 5,200円 " 自家用 5,900円 4輪貨物営業 2,900円 " 自家用 3,300円 専ら雪上 2,000円 小型特殊農耕 1,300円 " その他 3,900円 2輪小型自動車 3,300円
	ガス税	税率 100分の2
52. 2. 16	都市計画税	創設
		税率 100分の0.2
52. 5. 9	市民税	均等割 法人 13,000円、40,000円、134,000円
53. 4. 28	市民税	均等割 法人 13,000円、40,000円、134,000円 560,000円、1,000,000円
54. 4. 2	前納報奨金	廃止
54. 5. 9	軽自動車税	原動機付自転車 第1種 50cc以下 700円 第2種 90cc以下 1,100円 第3種 125cc以下 1,450円

年月日	科目	改正	内容
	軽自動車税	軽自動車	2輪 2,200円 3輪 2,850円 4輪乗用営業 5,200円 4輪乗用自家用 6,500円 4輪貨物営業 2,900円 " 自家用 3,650円 専ら雪上 2,200円 小型特殊農耕 1,450円 " その他 4,300円 2輪小型自動車 3,650円
54.10.9	固定資産税	税率	100分の1.5 (昭和55年度から平成元年まで)
55.4.25	市民税	均等割	個人 1,400円
		所得割	準拠税率
55.7.2	入湯税	創設	
		税率	入湯客1人1日 150円
56.4.28	市民税	法人税割	100分の14.7
58.5.12	市民税	均等割	法人 27,000円、80,000円、100,000円、 270,000円、1,000,000円、1,500,000円
59.4.27	市民税	均等割	法人 48,000円、144,000円、180,000円、 480,000円、2,100,000円、3,600,000円
59.5.9	軽自動車税	原動機付自転車	第1種 50cc以下 1,000円 第2種 90cc以下 1,200円 第3種 125cc以下 1,600円
		軽自動車	2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 4輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 専ら雪上 2,400円
		小型特殊自動車	農耕用 1,600円 その他 4,700円
		二輪の小型自動車	4,000円
60.4.6	市民税	均等割	個人 2,000円
	軽自動車税	原動機付自転車	三輪以上のもの 0.02リットル又は0.25キロワット 超のもの 2,500円
	市たばこ消費税	従価割	100分の14.3
		従量割	1,000本につき 350円
61.4.1	木材引取税	廃止	
	市たばこ消費税	従価割	小売定価の合計額-法附則第30条の3の控除額 税率 100分の14.3

年月日	科目	改正内容																																
62. 5. 11	市たばこ消費税	従量割 1,000本につき 640円 (特例 昭和61. 5. 1～昭和62. 3. 31)																																
62. 12. 4	市民税	臨時措置の適用期限を昭和62年12月31日まで延長 所得割税率の改正																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">昭和63年度分</th> <th colspan="2">昭和64年度以後の年度分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>60万円を超える金額</td> <td>5%</td> <td>60万円を超える金額</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>130万円 "</td> <td>7%</td> <td>130万円 "</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>260万円 "</td> <td>8%</td> <td>300万円 "</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>460万円 "</td> <td>10%</td> <td>450万円 "</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>950万円 "</td> <td>11%</td> <td>900万円 "</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>1,900万円 "</td> <td>12%</td> <td>2,000万円 "</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	昭和63年度分		昭和64年度以後の年度分		60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%	60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%	130万円 "	7%	130万円 "	7%	260万円 "	8%	300万円 "	8%	460万円 "	10%	450万円 "	10%	950万円 "	11%	900万円 "	11%	1,900万円 "	12%	2,000万円 "	12%
昭和63年度分		昭和64年度以後の年度分																																
60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%																															
60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%																															
130万円 "	7%	130万円 "	7%																															
260万円 "	8%	300万円 "	8%																															
460万円 "	10%	450万円 "	10%																															
950万円 "	11%	900万円 "	11%																															
1,900万円 "	12%	2,000万円 "	12%																															
63. 6. 13	市たばこ消費税	臨時措置の適用期限を昭和63年3月31日まで延長																																
	市たばこ消費税	臨時措置の適用期限を昭和64年3月31日まで延長																																
	固定資産税	宅地・農地に係る負担調整措置の改正																																
	都市計画税	宅地・農地に係る負担調整措置の改正																																
63. 12. 30	市民税	分離課税に係る所得割額の税率を7段階から3段階に改正 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%																																
		退職所得控除額の引上げ 非課税の合計所得額を125万円に引上げ、寡夫を非課税の対象に加える 均等割の非課税限度額を26万円に引上げ 所得割の非課税限度額を32万円に引上げ 寄附金控除額の創設																																
H元. 3. 31	市民税	所得割の税率を7段階から3段階に改正 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%																																
		長期譲渡所得に係る課税の特例 (ア) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (イ) " 4,000万円を超える場合は160万円と 課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に 相当する金額との合計額																																
		株式等の譲渡に係る課税の特例 株式の譲渡益について(所得税において源泉分離課税を選択した場合を除く) 4%の税率による申告分離課税を適用優良住宅地の 造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例																																
	市たばこ税	市たばこ消費税を市たばこ税とし、税率を従量割1,000本につき 1,997円(旧3級品については1,000本につき 948円)																																
	電気税	廃止																																
	ガス税	廃止																																

年月日	科目	改正内容
2. 3. 27	軽自動車税	電気自動車に係る軽減税率の適用を平成2年度まで延長 平成2年度排出ガス規制適合車に対し平成2年度まで軽減税率を適用
2. 3. 31	市民税	均等割の非課税限度額を28万円に引上げ 所得割の非課税限度額を34万円に引上げ みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に係る税率の改正
3. 3. 22	市民税	損害保険料控除の創設 超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例期限の延長（平成5年度まで） 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例期限の延長（平成4年度まで） 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例期限の延長（平成4年度まで）
3. 3. 30	市民税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、4万円を加算 所得割の非課税限度額を15万円に引上げ 所得割税率適用区分の引上げ 120万円 → 160万円 500万円 → 550万円
	固定資産税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成3年度から平成5年度まで） 免税点の引上げ 土地 15万円 → 30万円 家屋 8万円 → 20万円 償却資産 100万円 → 150万円
	都市計画税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成3年度から平成5年度まで）
	軽自動車税	昭和60年2月15日前に取得したミニカーに対する特例税率の廃止 平成2年度排出ガス規制適合車に対する特例税率の廃止 電気自動車に対する特例税率の適用期限を2年延長
	特別土地保有税	保有税を適用しない範囲の改正
3. 12. 16	市民税	市街化区域以外の土地で取得後10年を経過した土地 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例期限の延長（平成8年度まで） 超短期所有土地の譲渡に係る事業所得の課税の特例期限の延長（平成10年度まで） 長期譲渡所得の税率を一律6%に引下げ 優良住宅地造成のための長期譲渡所得の税率を一律3.4%に引下げ 特例期限を延長（平成9年度まで） 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例の廃止 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の税率適用区分の拡大（6,000万円）
	特別土地保有税	遊休土地の所有者に課する保有税の創設

年月日	科目	改正内容
4. 4. 1	組織の変更	税務課を課税課と納税課に分離 収納消込機械（OCR）導入
4. 6. 19	市民税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人4万円の加算額を7万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を15万円から19万円に引上げ 肉用牛の売却による事業所得を有する者がみなし法人課税を選択した場合の市民税の課税の特例を廃止（平成6年度以降） みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を廃止（平成6年度以降）
5. 4. 23	軽自動車税 市民税	電気自動車に対する特例税率の適用期限を2年再延長 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人7万円の加算額を11万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を19万円から25万円に引上げ
5. 6. 24	固定資産税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで） 住宅用地等に係る課税標準の特例措置の改正 住宅用地 2分の1 → 3分の1 小規模住宅用地 4分の1 → 6分の1
	都市計画税	評価替えに伴う負担軽減措置の改正（平成6年度から平成8年度まで） 住宅用地に係る課税標準の特例措置の導入 住宅用地 3分の2 小規模住宅用地 3分の1
	特別土地保有税	保有分に係る特別土地保有税から控除される固定資産税相当額の特例の改正
6. 3. 25	市民税	市民税の減免 均等割 地方自治法第260条の2第1項による地縁による団体を追加
6. 3. 31	市民税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人11万円の加算額を15万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を25万円から30万円に引上げ 特別減税の実施（6年度分の所得割額の20%を減税する） 均等割 法人 60,000円 144,000円 156,000円 180,000円 192,000円 480,000円 492,000円 2,100,000円 3,600,000円
	固定資産税	農地に係る負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）
	都市計画税	農地に係る負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）
	特別土地保有税	取得分に係る課税標準の改正（平成6年度から平成8年度まで）
7. 3. 31	市民税	阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例 特別減税の実施（7年度分の所得割額の15%（上限2万円）を減税する） 所得割税率の調整 200万円以下の金額 3% 700万円以下の金額 8%

年月日	科目	改正内容
	固定資産税	700万円を超える金額 11% 評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度から平成8年度まで） 公衆浴場の用に供する固定資産に係る軽減措置
7. 7. 3	軽自動車税 市民税	電気自動車に係る税率の特例措置の廃止 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の税率の引上げ 課税標準額 4,000万円以下 5.5% 4,000万円超 6.0%
8. 3. 27	賦課徴収	市税に係る督促手数料の廃止
8. 3. 29	市民税	特別減税の実施 （8年度分の所得割額の15%（上限2万円）を減税する） 均等割（個人） 標準税率とする
9. 3. 31	固定資産税 都市計画税 市民税	地価動向等による緊急的な税負担（負担調整率）の緩和 地価動向等による緊急的な税負担（負担調整率）の緩和 特別減税の廃止 所得割税率の改正（分離課税に係る所得割の税率も含む） 700万円を超える金額 12%
	軽自動車税	小型特殊自動車のうち、農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む）を削除し、農耕作業用のものとする
	市たばこ税	税率改正 たばこ（旧3級品外）1,000本につき2,434円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,155円
	固定資産税 都市計画税	宅地に係る税負担の調整措置（平成9年度から平成11年度まで） 再建築価格の基礎となる単価の見直し 宅地の引下げ措置及び据え置き措置等の減額措置（平成9年度から平成11年度まで）
10. 3. 26	市民税	特別減税の実施 平成10年度分の所得割額から定額による特別減税 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養親族一人につき8,500円
10. 3. 31	市民税	特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除制度の創設 納税管理人制度についての条例改正 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の引下げ 課税標準額 6,000万円以下 4.0% 6,000万円超 5.5% 所得割非課税の引上げ 現行 34万円 → 35万円
10. 12. 14	特別土地保有税 市民税	地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正 法人均等割の区分に特定非営利活動促進法に基づき設立された法人を加え、同法人の減免規定を加える
11. 3. 31	市民税	所得割の非課税限度額の加算額を30万円から31万円に引上げ 定額による特別減税の廃止 定率による税額控除の実施（11年度分以後の所得割額の15%（上限

年月日	科目	改正内容
		4万円)を控除する) 所得割 税率の改正 700万円を超える金額 10% 特定扶養親族に係る控除額を45万円に引上げ(平成12年度から適用) 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の税率を4%に改正(平成11年、平成12年について適用) 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設(平成11年、12年について適用)
	市たばこ税	税率改正 たばこ(旧3級品外) 1,000本につき2,668円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,266円
	固定資産税・都市計画税	用途変更宅地及び類似用途変更宅地に係る課税標準の経過措置
12. 3. 31	市民税	所得割の非課税限度額の加算額を31万円から32万円に引上げ 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設
	固定資産税	商業地等に係る負担水準の特例 負担水準 75%(H14は70%)を超える →課税標準 75%(H14は70%)まで引下げ 負担水準 60%以上75%(H14は70%)以下 →課税標準据置 負担水準 60%未満 →負担水準に応じ負担調整 調整率 1.025~1.15
13. 3. 30	市民税	著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置 据置要件 負担水準45%以上で価格下落率0.12以上 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人15万円の加算額を16万円に引上げ 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の特例期限の延長(平成16年度まで)
13. 9. 26	市民税	商品先物取引の雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の創設
14. 3. 29	市民税	株等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の改正 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人16万円の加算額を20万円に引上げ
		所得割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人32万円の加算額を36万円に引上げ
15. 3. 31	市民税	配当所得及び株式譲渡所得に係る個人市民税の課税方法の見直し 控除対象配偶者が配偶者控除に上乗せして適用される配偶者特別控除の廃止(平成17年度から)
	固定資産税	商業地等の宅地に係る負担調整措置の3年間延長 一般市街化区域内農地に対する固定資産税の上限を評価額の3分の1とする措置を実施
	軽自動車税	平成15年度分の前年度課税標準額等について、みなし規定を創設 申告書用紙の全国標準化に対応するための変更

年月日	科目	改正内容
16. 3. 31	市たばこ税	税率改正（平成15年7月1日から） たばこ 1,000本につき2,977円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,412円
	特別土地保有税	平成15年度以降の新規課税を停止 特別土地保有税審議会の廃止
	都市計画税	商業地等の宅地に係る負担調整措置の3年間延長 一般市街化区域内農地に対する固定資産税の上限を評価額の3分の2とする措置を実施
	市民税	平成15年度分の前年度課税標準額等について、みなし規定を創設 均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを3,000円に統一、あわせて生計同一の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止 老年者控除の廃止（平成18年度から） 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、1人20万円の加算額を18万円に引き下げ 所得割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、1人36万円の加算額を35万円に引き下げ 土地、建物等の譲渡所得に係る課税の特例を改正 上場株式等以外の株式等の譲渡所得の金額に係る税率を引下げ
17. 3. 31	固定資産税 市民税	制限税率の廃止 ・老年者に対する125万円以下非課税措置を平成18年度から段階的に廃止
18. 3. 1	入湯税	・入湯税の課税免除に「修学旅行の中学生」を加える ・入湯税の税率（入湯客1人1日150円）を以下に改正 一般入湯客 日帰50円 宿泊（1泊につき）150円 修学旅行の学生（高校生以上のもの） 日帰40円 宿泊（1泊につき）80円 療養のため引き続き7日以上（6泊以上）滞在する湯治客 宿泊（1泊につき）50円
18. 3. 31	市民税 固定資産税	・個人市民税の非課税限度額の改正 ア 均等割の非課税限度額 所得金額 ≤ 28万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 加算額16万8千円 イ 所得割の非課税限度額 所得金額 ≤ 35万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 加算額32万円 ・地震保険料控除の創設、地震保険料の2分の1相当額の所得控除（平成20年度から適用） ・所得税から個人市民税への税源移譲 所得割の税率を一律6%に改正（平成19年度から適用） ・定率減税の廃止（平成19年度から適用） ・耐震改修促進税制の創設、税額を2分の1とする減額措置 ・土地の負担調整措置

年月日	科目	改正内容
19. 3. 30	軽自動車税 市たばこ税 市民税 固定資産税	<p>ア 商業地等の宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担水準が70%を超えるものは、当該年度評価額の70%を課税標準額とする。 ・負担水準が60%以上70%以下は、前年度課税標準額を据え置く。 ・負担水準が60%未満は、前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし当該額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額、評価額の20%を下回る場合は20%相当額とする。 <p>イ 住宅用地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担水準が80%以上は、前年度課税標準額を据え置く。 ・負担水準が80%未満は、前年度課税標準額に当該年度評価額に特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額(本則課税標準額)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が本則課税標準額の80%を上回る場合は80%相当額、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・制限税率を標準税率の1.5倍とする ・税率改正(平成18年7月1日から) <ul style="list-style-type: none"> たばこ(旧3級品以外) 1,000本につき3,298円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,564円 ・上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡に係る市民税の課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税の特例について、平成16年1月1日から平成19年12月31日までとしている軽減税率、住民税3%、所得税7%の適用を1年延長し、平成20年12月31日までとする。 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 3年超保有していた特定株式を一定の要件により譲渡したときは、その譲渡益を2分の1に軽減する特例の期限を平成21年3月31日まで2年延長する。 ・条約適用利子及び配当等に係る個人の市民税の課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 所得割の納税義務者が支払いを受ける特定外国配当のうち、一定の上場株式の配当に対する課税の特例について軽減税率5%が適用される期限を平成21年3月31日まで1年延長する。 ・保険料に係る個人の市民税の課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 租税条約の規定に基づき居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その年の総所得金額等から控除する。 ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特別措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修を行い、その旨を市に申告した場合に限り、工事が完了した年の翌年分のみ、その住宅に係る固定資産税の3分の1(100㎡までを限度)を減額する。

年月日	科目	改正内容
19. 4. 1	組織の変更	課税課と納税課を統合、税務課に機構改革
19. 6. 15	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・信託法の制度に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> 人格のない社団、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に、法人税割額によって法人市民税を課する。
20. 4. 1	組織の変更	税務課に収納担当参事を置く
20. 4. 30	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> 収益事業を行わない人格のない社団等については、市民税を非課税とする。 人格のない社団等、公益法人等で資本金の額又は出資金の額を有しない法人について、均等割は最低税率を適用する。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネ改修促進税制の創設 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月1日にある住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅は除く）について、省エネ基準に適合する旨の書類を添付して改修後3月以内に申告がされた場合には、改修工事が完了した年の翌年度に限り、その住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり120㎡相当分が限度）の3分の1を減額する。
20. 9. 19	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する寄附金税制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ア 適用限度額を超える部分について、所得割額の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額を控除する。 イ 控除方法を所得控除から税額控除に改める。 ウ 寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引き下げる <ul style="list-style-type: none"> ・上限額 総所得金額等の25%→総所得金額等の30% ・適用下限額 10万円→5千円 ・上場株式等の譲渡所得・配当所得等に対する課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> ア 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率10%（うち住民税3%）を、平成20年末をもって廃止する。平成21年以降は20%（うち住民税5%）とする。 イ 特例措置として、平成21年と平成22年の2年間は、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について10%（うち住民税3%）の税率を適用する。 ウ 上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。 ・公益法人制度改革に伴う法人市民税均等割の措置 <ul style="list-style-type: none"> ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する。 イ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とする。 ・個人市民税における公的年金からの特別徴収制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者 <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等

年月日	科目	改正内容
20. 12. 15	市民税	<p>を受給されている65歳以上の方（ただし、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方や特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方については対象としない。）</p> <p>イ 対象税額 公的年金等に係る所得に対する所得割額と均等割額</p> <p>ウ 徴収方法 年6回の特別徴収対象年金給付の支払の際には特別徴収の方法により行う。</p> <p>エ 実施日 平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付から実施する。</p> <p>・個人市民税における寄附金税制の拡充</p> <p>ア 寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち地域における住民の福祉の増進に寄附するものとして市が指定したものを追加（寄附金控除対象法人名は伊達市税条例施行規則に規定）</p> <p>イ 従前の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道民税について4%、市民税について6%とし、この場合において、北海道が指定した寄附金については道民税から、市が指定した寄附金については市民税からそれぞれ控除</p>
21. 3. 31	市民税	<p>・優良住宅地造成等のための長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。</p> <p>・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の軽減税率の適用期限の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%軽減税率（市民税1.8%、道民税1.2%）とする。</p>
21. 6. 4	固定資産税	<p>・特例措置の創設 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産について、非課税とする。</p> <p>・土地の負担調整措置</p> <p>ア 商業地等の宅地 平成18年評価替えの負担調整措置を継続</p> <p>イ 住宅用地 平成18年評価替えの負担調整措置を継続</p> <p>・長期優良住宅に対する軽減措置</p> <p>ア 対照要件（①から③までの要件すべてを満たす場合）</p> <p>①市建築課で長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅</p> <p>②平成21年6月4日から平成22年3月31日迄の間に新築された住宅</p> <p>③居住部分の床面積が50㎡以上（1戸建て以外の賃貸住宅にあっては40㎡以上）280㎡以下であること。</p>

年月日	科目	改正内容
21. 6. 16	市民税	<p>※併用住宅の場合は居住用の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること。</p> <p>イ 軽減となる額 住宅部分床面積が120㎡相当分までを限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額</p> <p>ウ 減額の期間 ①一般の住宅（②以外の住宅） 新築後5年間 ②3階建て以上の中高層耐火住宅等 新築後7年間</p> <p>エ 申告の時期 新築した翌年の1月31日までに、申告書に長期優良住宅の認定書を添付の上、提出</p> <p>・住宅ローン減税の拡充及び個人市民税における住宅ローン特別控除の創設 平成20年限りとされていた所得税の住宅ローン特別控除について、適用期間が5年間延長されるとともに、住宅ローン控除対象残高限度額、控除率等が改正され、それに伴い、個人市民税にも「住宅ローン特別控除制度」を創設する。</p> <p>ア 所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人市民税から税額控除する。 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等の額に100分の3を乗じて得た額（58,500円を超えるときは58,500円）</p> <p>イ 特例の期間 平成21年から平成25年までに入居した者を対象とする。</p> <p>ウ 確認の手続きのために必要な措置 給与支払報告書（源泉徴収票）等について必要な改正を行い市に対する申告は不要とする。（税源移譲住宅ローン特別控除の経過措置分（平成11年から平成18年までに入居した者が対象）についても申告不要）</p> <p>・特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設 土地取引を活性化し内需を刺激するための施策として、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得（一定要件有）をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、この土地等に係る長期譲渡所得の金額が1,000万円（長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合は、その長期譲渡所得の金額）を控除する。</p>
22. 3. 31	市民税	<p>・公的年金の特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金の所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計金額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。</p>
22. 6. 17	市民税	<p>・年少扶養控除の廃止 平成24年度から扶養親族のうち年齢16歳未満の者に対する扶養控</p>

年月日	科目	改正内容
23. 6. 28	市たばこ税 市民税 固定資産税	<p>除を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定扶養控除上乗せ部分の廃止 平成24年度から特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 ・生命保険料控除の改組 平成25年度から介護保障又は医療保障を内容とした保険料について、一般生命保険料控除と別枠で所得控除を設ける。 ・少額株式投資非課税制度の創設 平成25年度から非課税の口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設する。 ・税率改正（平成22年10月1日から） たばこ（旧3級品以外）1,000本につき 4,618円 旧3級品たばこ 1,000本につき 2,190円 ・東日本大震災に係る雑損控除の特例 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度市民税での適用を可能とする。 ・東日本大震災に係る住宅ローン減税の適用の特例 住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても、平成25年度分市民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。 ・東日本大震災により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除 東日本大震災により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。
23. 6. 30	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税制の拡充 ア 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附であっても、条例において個別に指定することにより、市民税の寄附金税額控除の対象とすることができる。 イ 個人市民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げ
23. 12. 15	市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税 市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・租税罰則の見直し ・国税の見直し内容にあわせた所要の罰則の見直し ・過料3万円を10万円に引き上げ ・東日本大震災に係る雑損控除の特例 平成23年6月28日の改正について、損失対象金額等の取扱を一部修正する。
24. 3. 21	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の均等割の引上げ 平成26年度から平成35年度までの間、500円引き上げて年額3,500円とする。 ・退職所得に係る個人市民税の10%税額控除の廃止 平成25年1月1日以後に支払われる退職所得等について適用する。

年月日	科目	改正内容
24. 3. 31	市たばこ税 市民税 固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 税率改正（平成25年4月1日から） たばこ（旧3級品以外）1,000本につき 5,262円 旧3級品たばこ 1,000本につき 2,495円 年金所得者の申告手続の簡素化 寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長（平成24年度～平成25年度） 土地の負担調整措置を3年延長（平成24年度～平成26年度） 住宅用地特例（特例割合6分の1又は3分の1）を継続 住宅用地の据置特例 平成25年度までの経過措置（負担水準90%以上の住宅用地に適用）を講じた上で平成26年度に廃止する。 下水道法に定める公共下水道使用者が設置する除害施設に係る課税標準の特例措置 下水道除害施設について、課税標準をその価格の4分の3の額とし、取得期限を平成27年3月31日まで延長する。 特定都市河川浸水被害対策法に定める一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置 雨水貯留浸透施設について、課税標準をその価格の3分の2の額とし、取得期限を平成27年3月31日まで延長する。
25. 3. 30	都市計画税 固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 土地の負担調整措置を3年延長 住宅用地特例（特例割合3分の1又は3分の2）を継続 住宅用地の据置特例 平成25年度までの経過措置を講じた上で平成26年度に廃止する。 都市再生特別措置法に定める管理協定の対象となった協定倉庫に係る課税標準の特例措置を新設 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された協定倉庫について、協定締結後5年度間は課税標準をその価格の3分の2の額とする。
25. 6. 26	市民税 賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人市民税から控除する制度を、平成29年12月31日までの入居に4年間延長する。 なお、居住年が平成26年4月から平成29年12月までの間である場合、控除限度額は課税総所得金額の100分の4.2（81,900円を超えるときは81,900円）とする。 延滞金の割合等の特例（平成26年1月1日から） (1) 延滞金 ①年14.6%の割合 → 特例基準割合+7.3% ②年7.3%の割合 → 特例基準割合+1% ③法人市民税の納期限延長に係る特例 → 特例基準割合 ※ 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項により

年月日	科目	改正内容
25. 9. 25	市民税	<p>財務大臣が告示した割合に1%を加えた割合をいう。</p> <p>(2) 還付加算金 年7.3%の割合 → 特例基準割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金特徴の仮特別徴収税額等を見直し（平成28年10月1日から） 公的年金の支払をする際に徴収する個人市民税の仮特別徴収税額を、公的年金に係る前年度分の個人市民税の2分の1に相当する額とする。 上場株式等の配当所得等に係る特例（平成29年1月1日から） 上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子を対象に追加する。 株式等の譲渡所得等の分離課税を改組（平成29年1月1日から） 株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る分離課税と上場株式等に係る分離課税に改組する。 条約適用配当等に係る特例 条約適用配当等の対象に特定公社債等の利子等を追加する。
26. 3. 31	市民税 固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の課税の特例 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限を平成30年度まで延長する。 優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限を平成29年度まで延長する。 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を平成27年度まで2年延長 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設
26. 6. 24	市民税 軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 法人市民税の法人税割の引下げ 法人税割 100分の12.1（平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用） 税率の引上げ（平成27年4月1日から適用。ただし、3輪以上の軽自動車にあっては同日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから新税率を適用） <ul style="list-style-type: none"> (1) 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> ① 50cc以下 2,000円 ② 90cc以下 2,000円 ③ 125cc以下 2,400円 ④ 3輪以上 3,700円 (2) 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> ① 2輪 3,600円 ② 3輪 3,900円 ③ 4輪以上 <ul style="list-style-type: none"> 乗用 営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物用 営業用 3,800円 自家用 5,000円

年月日	科目	改正内容
27. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ④専ら雪上を走行するもの 3,000円 (3)小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> ①農耕作業用 2,400円 ②その他 5,900円 (4)2輪の小型自動車 6,000円
		<ul style="list-style-type: none"> ・税率の特例（経年車重課）（平成28年4月1日から適用） 3輪以上の軽自動車について、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度から重課する。 <ul style="list-style-type: none"> ①3輪 4,600円 ②4輪以上 <ul style="list-style-type: none"> 乗用 営業用 8,200円 自家用 12,900円 貨物用 営業用 4,500円 自家用 6,000円
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税における寄附金税額控除の拡充 地方公共団体に対する寄附（ふるさと納税）に係る特例控除額の上限を、所得割額の2割に引上げ（平成28年分の個人市民税から適用） ・申告手続きの簡素化 確定申告が不要な給与所得者等について、寄附（ふるさと納税）先の地方公共団体へ寄付する際に申請することで、寄附先が5団体以内の場合に限り、確定申告をせずに寄附金控除が受けられる申告手続きの簡素化特例を適用する（平成27年4月1日以後に支出する寄附から適用）。 ・個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の期間延長 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人市民税から控除する制度（住宅ローン減税）を平成31年6月30日までの入居に1年半延長する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・土地に係る負担調整措置を平成29年度まで3年延長 ・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による課税標準特例を延長 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準について、当初5年分を3分の2に軽減して平成29年3月31日まで延長する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化特例（軽課）の導入 平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等（三輪以上）について、その燃費性能に応じて税率を軽減する（平成28年分の軽自動車税について適用）。 ・二輪車の税率の引上げを延期 原動機付自転車等の二輪車の税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・税務課内に収納対策室を新設
		<ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品の製造たばこの特例税率を廃止 特例税率を廃止し平成28年4月1日から平成31年4月1日まで
		<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税
		<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税
		<ul style="list-style-type: none"> ・組織の変更
27. 4. 1	組織の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課内に収納対策室を新設
27. 6. 25	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品の製造たばこの特例税率を廃止 特例税率を廃止し平成28年4月1日から平成31年4月1日まで

年月日	科目	改正内容
28. 3. 31	賦課徴収 固定資産税	<p>の間で段階的に税率を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請による換価の猶予制度を創設 徴収猶予及び換価猶予の手続きを地域事情に応じて見直し納税者の負担軽減を図り、早期に的確な納税履行を確保するため次の規定を条例に定める(平成28年4月1日から適用)。 (1) 徴収の猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法 (2) 申請による換価の猶予に係る申請期限 (3) 徴収の猶予及び申請による換価の猶予申請書の記載事項や書類等を訂正する場合の提出期限 新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を平成29年度まで2年延長
28. 12. 15	軽自動車税 市民税・固定資産税 市民税	<ul style="list-style-type: none"> グリーン化特例(軽課)を平成29年3月31日まで1年延長 減免申請の提出期限を地域事情に応じて見直し納期限まで延長 減免申請の提出期限を地域事情に応じて見直し納期限まで延長(平成29年4月1日から適用) 医療費控除に特定一般用医薬品(スイッチOTC薬)等購入に係る特例を創設(平成30年1月1日から適用) 個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動(NPO)法人を別表に指定
29. 3. 31	軽自動車税 賦課徴収 市民税 固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> グリーン化特例(軽課)の適用期限を1年間延長(平成29年4月1日から適用) 個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の見直し 修正申告又は税額を増加させる更正があった場合に、その延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。 個人市民税の課税に係る特例の延長 (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限を平成33年度まで延長する。 (2) 優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限を平成32年度まで延長する。 災害発生時に係る軽減措置の拡充 災害発生時の納付期限の延長・徴収の猶予・減免等の個別措置に加えて、被災地の復旧・復興に遅延なく手当てできるように税制上の負担軽減措置を条例に定める。 (1) 被災代替家屋・償却資産に係る特例の創設 被災者生活再建支援法の適用区域内で、震災等により滅失・損壊した家屋や償却資産に代わるものとして市長が認める家屋や償却資産を取得した場合について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当初4年間に限り、その価格の2分の1に軽減する。 (2) 被災住宅用地特例の拡充 被災市街地復興推進地域において、被災住宅用地(震災等により滅失・損壊した住宅の敷地)が賦課期日に住宅の再建がされていない場合、住宅用地特例が適用されるよう、発生後の2ヶ年分は住宅用地特例をみなし適用する期間を4ヶ年分に拡充する。

年月日	科目	改正内容
29. 9. 29	軽自動車税 市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による負担軽減措置 地域事情に応じた課税標準の軽減割合を条例に定める。 (1) 保育の受け皿整備の促進のための税制措置の拡充 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1に軽減する。 (2) 待機児童解消に向けた課題である保育の受け皿整備の促進のための税制措置の創設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども子育て支援法に基づく補助を受けた事業者が保育施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合、施設の用に供する固定資産税について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当初5年分に限り2分の1に軽減する。 ・グリーン化特例（軽課）の適用期限を平成31年3月31日取得分まで2年間延長 ・法人市民税の法人税割を引下げ 法人税割 100分の8.4 (平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用) ・個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除を期間延長 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人市民税から控除する制度（住宅ローン減税）を平成33年12月までの2年半延長する。
30. 3. 31	都市計画税 軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率を100分の0.3に引上げ（平成30年1月1日から適用） ・現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更し「環境性能割」を創設 環境性能割の税率は、新車中古車を問わず燃費基準値達成度に応じて決定し、非課税・1%・2%の3段階とし、当分の間、北海道に賦課徴収を委任し、税収の一定割合が交付される（平成31年10月1日から適用）。
30. 3. 31	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に係る負担調整措置を平成32年度まで3年延長 ・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による負担軽減措置 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準について、当初5年分を3分の2に軽減する特例の適用期限を平成31年3月31日までとする。
30. 6. 28	賦課徴収 市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税に係る延滞金の見直し 納期限を延長した場合の法人市民税の延滞金に関して、申告後に減額更正がされ、その後、増額更正があった場合においては、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分について、その納付がされていた期間を控除して計算する特例を定める。 ・個人市民税の非課税限度額の引上げ 障がい者・未成年者・寡婦（寡夫）に対する非課税措置の所得

年月日	科目	改正内容
		要件を135万円以下(現行125万円以下)に引上げ(平成33年1月1日から適用)
		・年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し 公的年金等の所得以外に所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合、住民税申告書の提出を不要とする(平成31年1月1日から適用)。
		・個人市民税の基礎控除額に所得要件を創設 基礎控除額に所得要件を設け、高額所得者に対しては控除額が逡減・消失する仕組み(所得金額が2,400万円を超えるような、特に高額の所得者に限り、段階的に基礎控除額を43万円から逡減し、2,500万円超えからは適用しない)を導入する(平成33年1月1日から適用)。
		・個人市民税の調整控除額に所得要件を創設 給与所得と年金所得の両方を有する場合、負担が変わらないような措置とし、片方に係る控除のみが減額される。
		・大法人の法人市民税に係る申告提出を電子申告に義務化 資本金1億円を超える法人に対して、eLTAXによる電子申告を義務化する(平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。
	市たばこ税	・たばこ(旧3級品以外)の税率を3段階で引上げ (1)平成30年10月1日から1,000本につき5,692円とする。 (2)平成32年10月1日から1,000本につき6,122円とする。 (3)平成33年10月1日から1,000本につき6,552円とする。
		・加熱式たばこの課税方式の見直し 喫煙用製造たばこに新たに「加熱式たばこ」の区分を新設し、課税の仕組みは「重量」と「価格」を紙巻きたばこに本数換算する方式に変え、平成30年10月1日から5年間で段階的に引上げる。
	固定資産税	・償却資産に係る固定資産税の負担軽減措置を新設 生産性向上特別措置法に基づき、生産性向上に向けた地域の中小企業による設備投資を促進することを目的に、固定資産税の課税標準を当初の3年分について、零(ゼロ)に軽減する特例を条例に定める。
30. 9. 26	都市計画税	・土地に係る都市計画税の課税標準の特例を追加 空き地や空き家の利用を促し、街の賑わいを創出することを目的に改正された都市再生特別措置法の規定による法人が立地誘導促進施設協定制度に基づき、土地を所有又は無償で借り受けて管理する場合、その土地及び償却資産について、都市計画税の課税標準を当初3年分に限り3分の2に軽減する特例を平成32年3月31日まで実施する。
31. 3. 29	市民税	・個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充 消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合について、控除期間を3年間延長する。
	軽自動車税	・経年した軽自動車の重課に係る特例措置を平成31年度限りとする。

年月日	科目	改正内容
R元. 5. 17	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の寄附金税額控除の見直し いわゆる「ふるさと納税」の対象となる寄附金を特例控除対象寄附金*と定める(令和元年6月1日から適用)。 *特例控除対象寄附金～総務大臣が指定する都道府県又は市区町村に対する次の基準に適合する寄附金 (1)寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること。 (2)返礼品を送付する場合は地場産品とし、かつ、その返礼割合を3割以下とすること。
元. 7. 4	市民税 軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の非課税対象者に単身児童扶養者を追加 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻していない者、又は配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を非課税の対象に加える(令和3年1月1日から適用)。 環境性能割の臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減する(令和元年10月1日から適用)。 種別割の軽減の特例措置の延長 種別割のグリーン化特例(軽減)に係る特例措置を令和3年度まで2年間延長する(令和元年10月1日から適用)。 種別割の軽減の見直し 令和4年度及び令和5年度の種別割のグリーン化特例(軽減)の適用対象を電気自動車等に限定する(令和3年4月1日から適用)。
2. 3. 31	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大 調査を尽くしても所有者が不明の場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税及び都市計画税を課することができることとする(令和2年4月1日から適用)。 現に所有している者の申告の制度化 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現所有者(相続人等)に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする(令和2年4月1日から適用)。
2. 6. 29	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 未婚のひとり親に対する税制上の措置 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、寡婦(夫)控除(控除額30万円)を適用する。 寡婦についても、寡夫と同じ所得制限(前年所得金額500万円)を設定する(令和3年1月1日から適用)。 非課税措置対象者の見直し 未婚のひとり親を児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定せず、非課税措置の対象とする(令和3年1月1日から適用)。 寄附金税額控除の特例措置 新型コロナウイルス感染症対策による国の自粛要請等により中

年月日	科 目	改 正 内 容
	固定資産税・都市計画税	<p>止されたイベント等の払戻請求権を放棄した場合、市が指定するものを寄付金控除の対象とする(令和3年1月1日から適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化 新型コロナウイルスの影響による住宅建設の遅延等によって入居が遅れた場合でも、期限内入居と同様の税額控除を適用できることとする(令和3年1月1日から適用)。 中小企業等に係る固定資産税・都市計画税の減免措置 新型コロナウイルス感染症の影響によって、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対し、事業用家屋と償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税を2分の1又は零(ゼロ)に軽減する。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産に係る固定資産税の負担軽減措置の拡充・延長 生産性革命の実現に向けて中小企業等が新たに投資した設備の償却資産に係る固定資産税を免除する特例措置の適用対象に「事業用家屋及び構築物」を加え、その適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 環境性能割の臨時的軽減措置の延長 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の環境性能割の税率を1%軽減する措置を令和3年3月31日までの半年間延長する。
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し 1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこ1本の課税標準を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。ただし、経過措置として令和3年9月30日までは、0.7g未満の葉巻たばこに限り、紙巻きたばこ0.7本に換算する(令和2年10月1日から適用)。
	入湯税	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の税率の特例を規定 大滝区の観光振興を推進する事業財源とするため、令和2年10月1日から令和12年3月31日までの間は、一般入湯客の宿泊(1泊)に係る税率を300円に引き上げる。ただし、1泊の宿泊料金が6,000円を超え、かつ、総客室数が20室を超える施設以外の施設の一般入湯客の宿泊に係る税率は従前どおり150円に据え置く。
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> 徴収猶予の特例制度 新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年2月以降の1ヶ月間の事業等の収入が前年同期比で20%以上減少した納税者を対象として、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予する。ただし、令和2年2月1日から同3年2月1日迄に納期限が到来する市税を対象とする。
3. 3. 31	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の特例延長 所得税の住宅借入金等特別控除期間を13年間とする特例の延長等に伴い、当該適用者について、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除する。

年 月 日	科 目	改 正 内 容
3. 9. 28	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に係る負担調整措置 宅地等及び農地の負担調整措置を令和5年度まで3年延長する。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置として、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く。
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・環境性能割の税率区分の見直し 軽減対象車の割合を新たな燃費基準の下で税率区分を見直す。 ・環境性能割の臨時的軽減の延長 税率を1%軽減する臨時的軽減の適用期限を9ヶ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 ・グリーン化特例(軽課)の見直し 電気自動車等に重点化等を行った上で2年間延長する。
3. 12. 14	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の非課税限度額等に係る国外居住親族の取扱の見直し 均等割・所得割の非課税限度額及び均等割の税率軽減について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱と同様、30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則対象外とする(令和6年1月1日から適用)。 ・特定公益増進法人等の寄付金控除の見直し 寄附金控除及び所得税額の特別控除の対象となる寄附金から出資業務に充てることが明らかな寄附金を除外する(令和4年1月1日から適用)。 ・セルフメディケーション税制の見直し 特定一般用医薬品(スイッチOTC薬)等購入に係る医療費控除(セルフメディケーション税制)の特例対象の医薬品を見直した上で、適用期限を5年間延長する(令和4年1月1日から適用)。
		固定資産税
4. 3. 31	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に係る負担調整措置 地価が一定以上上昇した商業地等の課税標準額の上昇幅を、令和4年度に限り評価額の2.5%(現行5%)に据え置く。
4. 6. 27	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の見直し 所得税の住宅借入金等特別控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、当該適用者について、所得税額から控除しきれない額を、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除する(令和5年1月1日から適用)。
5. 1. 1	組 織 の 変 更	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課管理係を廃止 証明書発行業務を市民課市民係、収納消込業務等を収納対策室納税係へ移行

年月日	科目	改正内容
5.3.31	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 環境性能割の税率区分の見直し 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。 種別割に係るグリーン化特例（軽課）の延長 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割75%軽減）について、適用期限を3年延長する。
5.5.19	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> わがまち特例に係る負担軽減措置 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設する。
	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の均等割の引下げ 平成26年度から開始された東日本大震災の復興財源確保のための均等割500円引き上げ（年額3,500円）が令和5年度で終了。 森林環境税（国税）の創設 令和6年度より国税である森林環境税（年額1,000円）を個人住民税の均等割とあわせて賦課徴収する。 ※森林環境税に相当する金額は森林環境譲与税として市へ譲与される。
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税種別割の区分の改正 電動機定格出力0.6kW以下であって長さ1.9m以下、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下の原動機付自転車について、新たに特定小型原動機付自転車とする区分を創設。